

岩沼市立小中学校空調設備導入事業  
公募型プロポーザル募集要領

平成30年11月

岩 沼 市

## 目 次

第1 募集要領の定義	2
第2 事業の概要	2
1 事業名称	2
2 事業の対象	2
3 公共施設の管理者	2
4 事業目的	2
5 事業方式	2
6 提案上限額	2
7 事業期間等	3
8 事業内容	3
第3 応募に関する条件	4
1 企業体の構成等	4
2 構員の備えるべき参加資格要件	4
3 応募に関する留意事項	5
4 スケジュールについて	6
5 応募手続き等	7
第4 最優秀提案者の選定	9
1 審査会の設置	9
2 最優秀提案者の選定方法	9
3 最優秀提案者の決定・公表	10
4 事務局	10
第5 契約の考え方	10
1 契約の手続き	10
2 契約の概要	11
3 契約金額	11
4 契約の保証	11
5 支払い条件	11
第6 提示条件	11
1 事業フレーム	11
2 発注者と選定企業の責任分担	11
第7 事業実施に関する事項	12
1 発注者による本事業の実施状況の確認	12
2 事業期間中の選定企業と発注者の関わり	12
3 事業の継続が困難となった場合の措置	12
第8 その他	13
1 情報提供	13
添付資料	
別紙1	14

## 第1 募集要領の定義

この「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）は、岩沼市（以下「発注者」という。）が「岩沼市立小中学校空調設備導入事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業の募集に参加しようとする共同企業体（以下「企業体」という。）を対象に配布するものである。

別添資料の「岩沼市立小中学校空調設備導入事業要求水準書」、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル最優秀提案者決定基準」、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業様式集」、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業提供資料」は、募集要領と一体のものとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

岩沼市立小中学校空調設備導入事業（平成30年度岩沼市立小中学校空調設備導入工事）

### 2 事業の対象

本事業を実施する企業体（以下「選定企業」という。）は、岩沼市内の小中学校8校（以下「対象校」という。）の普通教室等207教室（以下「対象室」という。）を本事業の対象として、空調設備等を設置する。

なお、本事業の対象校及び所在地は、別紙1に示す「対象校一覧」を参照のこと。

### 3 公共施設の管理者

岩沼市教育委員会

### 4 事業目的

本事業は、岩沼市立小中学校における学校教育環境向上の一環として、小中学校8校を対象に、普通教室等に空調設備を整備することにより、児童生徒に望ましい学習環境を提供すること、また事業実施にあたり、民間事業者のノウハウの活用を図り、コスト縮減を図ると共に、本事業を効率的かつ効果的に実施し、また、短期間に空調設備を一斉導入することで、学校間の公平性を確保することを目的としている。

### 5 事業方式

本事業は、民間の新技術等の活用、創意工夫により、コスト縮減、工期短縮を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として発注者との契約を締結したうえで、プロポーザル提案の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計・施工一括発注方式」により実施する。

### 6 提案上限額

提案上限額は、750,816千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※提案上限額を超える場合は失格となります。

## 7 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで実施する。

### (1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日又は翌日から、平成31年3月31日（日）までとする。

なお、契約締結した後において、本事業の繰越に係る予算が議決されたときは、工期に係る変更契約を締結し、平成31年8月31日（土）まで延長することを可とする。

ただし、供用開始については、平成31年7月1日（月）までとする。現場状況により、これがし難い場合については、協議により決定する。

### (2) 契約等の締結

#### ア 仮契約

平成30年12月上旬（予定）

#### イ 本契約（議決）

平成30年12月中旬（予定）

本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、岩沼市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わないものとする。

## 8 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

### (1) 空調設備等の設計業務

#### ア 空調設備等の設計のための事前調査業務

#### イ 空調設備等の施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

なお、対象校の建築図、電気設備図、機械設備図等は発注者が所有するものに限り貸出しうる。

#### ウ 本事業に必要な関係官庁等への諸手続き等（費用・手数料等を含む。）

#### エ 上記のほか、本事業に必要な業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。）

### (2) 空調設備等の施工業務

#### ア 空調設備等の施工のための事前調査業務

#### イ 空調設備等の施工業務（施工業務には、当該空調設備の導入に伴う、一切の工事（受電設備の改修、配管の整備、空調機器の設置、エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。）

#### ウ 上記のほか、本事業に必要な業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。）

### (3) 空調設備等の工事監理業務

#### ア 空調設備等の施工に係る工事監理業務

#### イ 上記のほか、本事業に必要な業務（調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務では、学校との調整を含む。）

### (4) 空調設備等の維持管理の提案

空調設備等の維持管理に関する提案

### 第3 応募に関する条件等

#### 1 企業体の構成等

本事業は、岩沼市建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく、共同企業体の対象工事とする。

##### (1) 企業体の構成と定義

企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で、2者～3者の構成員からなる企業体とする。

##### (2) 代表企業の選定及び構成員等の明示

あらかじめ企業体の代表企業を定め、その代表企業が参加手続を行うこととする。各構成員の出資比率は20%～70%とし、代表企業の出資比率は、構成員中最大とする。

なお、本事業実施にあたり、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる際は、市内業者の選定に努めること。

##### (3) 複数応募の禁止

一の者が構成員として参加できる企業体の数は一とする。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の企業体の構成員になることはできない。

##### (4) 構成員の変更及び追加

本事業の募集への参加の意思を表明した企業体の構成員の変更及び追加は、第3-2-(4) の場合を除き認めない。

#### 2 構成員の備えるべき参加資格要件

構成員は、以下に規定する参加資格要件を資格確認書類の受付締切日に満たさなければならず、当該要件を満たさない構成員の参加は認めない。

また、資格確認書類に事実と異なる記載がある場合は、当初から参加がなかったものとみなす。

##### (1) 構成員の共通参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 平成29・30年度岩沼市競争入札参加資格の承認を受けていること。

ウ 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、岩沼市から建設工事入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者と認められないこと。

オ 法人税を滞納していないこと。

カ 市町村税を滞納していないこと。

キ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

##### (2) 代表企業の要件

ア 宮城県内に建設業法（昭和24年法第100号）第3条第1項に規定する営業所を有し、経営事項審査の管工事又は電気工事一式の総合評点が900点以上で管工事の特定建設業の許可を有すること。

イ 管工事又は電気工事の経験を有する監理技術者を建設業法（昭和 24 年法第 100 号）の規定に基づき、工事現場に配置出来ること。

ウ 設計業務及び工事監理業務の管理技術者として、引き続き 3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある別添資料「岩沼市立小中学校空調設備導入設置事業要求水準書」に示す者を配置できること。

エ 過去 10 年間において、学校施設とそれに類する施設、又は公共施設を対象に、元請として空調設備の施工実績を有していること。

なお、「学校施設とそれに類する施設」とは、公的機関に限らず、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする（以下同じ。）。

#### (3) 代表企業以外の構成員の参加資格要件

ア 宮城県内に建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち本店を有し、経営事項審査の管工事又は電気工事一式の総合評点が次のいずれかに該当すること。

① 750 点以上であること。

② 岩沼市内に本店を有し、650 点以上であること。

イ 管工事又は電気工事の経験を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法（昭和 24 年法第 100 号）の規定に基づき、工事現場に配置出来ること。

#### (4) 参加資格の喪失

構成員が、資格確認書類の受付締切日から最優秀提案者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該企業体としての参加資格を取り消す。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

ア 資格確認書類の受付締切日から提案書の提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

企業体のうち、一ないし複数の構成員が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、企業体の再編成を発注者に申請し、提案書の提出日の前日までに発注者が認めた場合。

ただし、残存企業のみで企業体の再編成を発注者に申請する場合は、当該残存企業のみで本要領に定める構成員の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととする。ただし、企業体のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該企業体としての参加資格を取り消す。

イ 提案書の提出日から最優秀提案者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記アと同様とする（なお、「提案書の提出日の前日までに発注者が認めた場合」は、「最優秀提案者決定日の前日までに発注者が認めた場合」に読み替える。）。ただし、企業体のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該企業体としての参加資格を取り消す。

### 3 応募に関する留意事項

#### (1) 募集要領等の承諾

企業体は、資格確認書類の提出をもって、募集説明書等（募集要領の他に「要求水準書」、「最優秀提案者決定基準」、「様式集」、「提供資料」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に関し必要な一切の費用は企業体の負担とし、発注者は一切負担しない。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、企業体に帰属するものとする。ただし、発注者が岩沼市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他発注者が必要と認めるときには、発注者は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった企業体の提案については、発注者による企業選定過程等の説明以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返戻しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として企業体が負うこととする。

(4) 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 企業体の複数提案の禁止

企業体は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は第3-2-(4)の場合を除き、原則として認めない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### 4 スケジュールについて

(1) 募集及び選定のスケジュール

企業体の募集及び選定は、以下のスケジュールにより実施する。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかにホームページに公表する。

(平成30年10月23日(火)) 事前公表・翌日から事前参加表明書受付開始

(平成30年10月29日(月)) 事前参加表明書の受付締め切り)

平成30年11月 2日(金) 募集要領等の公告・閲覧開始

平成30年11月 5日(月) 参加表明書・資格確認書類・現地確認申込書の受付期間

～11月 7日(水)

平成30年11月 5日(月) 図面閲覧期間

～11月13日(火)

平成30年11月 8日(木) 岩沼小学校 及び 玉浦小学校 現地確認期間

平成30年11月 9日(金) 岩沼南小学校 及び 岩沼中学校 現地確認期間

平成30年11月12日(月) 岩沼北中学校 及び 岩沼西中学校 現地確認期間

平成30年11月13日(火) 岩沼西小学校 及び 玉浦中学校 現地確認期間

平成30年11月12日(月) 質問の受付期間

～11月15日(木)

平成30年11月19日（月）	質問に対する回答
平成30年11月26日（月）	提案書の受付期間 ～11月28日（水）
平成30年11月29日（木）	資格審査・提案審査（1次）
平成30年11月30日（金）	資格審査・提案審査（1次）の結果通知
平成30年12月1日（土）	提案審査（ヒアリング）
平成30年12月3日（月）	最優秀提案者の決定 及び 公表
平成30年12月上旬	仮契約の締結
平成30年12月中旬	本契約の締結

## 5 応募手続き等

ホームページに様式集を掲載する。

（事前参加表明書は、構成員となる予定の1者のみの提出も可能とする。）※終了事前参加表明書の提出がない場合でも応募することは可能とする。

### (1) 参加表明書・資格確認書類の受付

参加を希望する企業体は、参加表明書及び資格確認書類を提出し、本事業の募集に参加する意思があることを表明するとともに、募集要領等に示す参加資格を満たすことを証明するための書類を提出すること。なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

#### ア 受付期間

平成30年11月5日（月）から 平成30年11月7日（水）17時必着

※時間は、9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

#### イ 提出方法

持参により提出すること。提出書類は様式順にA4版のフラットファイル（色は自由）に綴じ、ファイルの表紙に「岩沼市立小中学校空調設備導入事業に係る参加表明書及び資格確認書」と記載すること。また、ファイルの表紙に企業体名を記載すること。

提出部数は様式集に示す。提出は第8-1に示す場所に行うこと。

### (2) 図面閲覧の開催

参加を希望する企業体を対象に、対象校の電気設備図面の閲覧期間を設ける。なお、図面の貸出・持出複写は不可とするが、転写・カメラ撮影は可能とする。

#### ア 実施期間

平成30年11月5日（月）から 平成30年11月13日（火）

※時間は、平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

#### イ 実施場所

市役所4階 復興・都市整備課内

### (3) 現地確認の開催

参加を希望する企業体を対象に、対象校を対象とした現地確認期間を設ける。

現地確認の留意事項等の詳細は「現地確認申込書」（様式集参照）の留意事項を確認のこと。

#### ア 実施期間

平成30年11月8日（木） 岩沼小学校 及び 玉浦小学校

平成30年11月9日（金） 岩沼南小学校 及び 岩沼中学校

平成30年11月12日（月） 岩沼北中学校 及び 岩沼西中学校

平成30年11月13日（火） 岩沼西小学校 及び 玉浦中学校

※時間は10:00～15:30（12:00～13:30を除く）

イ 参加申込方法

現地確認を希望する企業体は、「現地確認申込書」（様式集参照）に必要な事項を記載の上、参加表明書・資格確認書類の提出の際に提出すること。

ウ 現地確認時の参考図書

現地では、参考図書を配付しない。ホームページに掲載の提供資料を持参すること。

(4) 質問の受付、質問に対する回答

質問を次により受け付ける。

ア 受付期間

平成30年11月12日（月）から 平成30年11月15日（木）17時必着

※時間は、9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

イ 提出方法

「質問書」（様式集参照）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、メールタイトルには「岩沼市立小中学校空調設備導入事業に関する質問（代表企業名）」と明記すること。

質問書の形式はホームページ掲載のファイル形式とする。

提出は、第8-1に示すメールアドレスに行うこと。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、平成30年11月19日（月）にホームページに公表する。

(5) 提案書の受付

企業体は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案書」という。）を発注者に提出すること。なお、第2-6に示す「提案上限額」及び同7に示す「事業期間等」を超過する提案書は、いかなる理由があろうと受け付けない。

提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

また、企業体は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

ア 受付期間

平成30年11月26日（月）から 平成30年11月28日（水）17時必着

※時間は、9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

イ 提出方法

持参により提出すること。なお、表には「岩沼市立小中学校空調設備導入事業に係る提案書在中」と朱書きすること。

提出部数は様式集に示す。提出は第8-1に示す場所に行うこと。

## 第4 最優秀提案者の選定

### 1 審査会の設置

発注者は、本事業における最優秀提案者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。本事業について審査会の委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

### 2 最優秀提案者の選定方法

本事業の最優秀提案者の選定は、「資格審査・提案審査（1次）」と「提案審査（ヒアリング）」の二段階に分けて実施する。

#### (1) 資格審査

資格審査は、参加表明書や資格確認書類等にて資格の確認を実施する。

##### ア 実施予定日

平成30年11月8日（木）から 平成30年11月30日（金）

資格審査を行った結果を、平成30年11月30日（金）に資格確認書類を提出した企業体の代表企業に通知する。

なお、審査の結果、募集参加資格がないと認められた企業体は、通知を受けた日から7日以内に、発注者に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。発注者は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

#### (2) 提案審査（1次）

提案審査（1次）は、書類審査とし、提案者が5者以上の場合において、上位4者を選定するものとする。結果については、すべての提案者に対し通知する。

#### (3) 提案審査（ヒアリング）

提案審査（ヒアリング）は、資格審査・提案審査（1次）を通過した企業体から提出された提案書について、最優秀提案者決定基準に従い、以下の日程で、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、定量的評価及び定性的評価を行い、本事業の実施に係る提案書の提案内容による「加点審査」及び「価格点の算出」で算出した点数の合計が最も高い企業体を最優秀提案者として選定する。

##### ア 実施予定日

平成30年12月 1日（土）

##### イ 定量的評価

提案上限額により評価する。

##### ウ 定性的評価

企業体が提出した提案書等に基づき、各業務の各項目についての提案内容を勘案して評価する。

#### (4) 提案審査（ヒアリング）実施要領

##### ア 場所

岩沼市役所 1階大会議室（予定）

※場所、時間等の詳細は、資格審査・提案審査（1次）の結果通知と併せて示すものとする。

##### イ プrezentation及びヒアリング

提案書のプレゼンテーションは20分、ヒアリング15分程度で実施するものとする。

#### ウ 準備するもの

プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、審査対象の企業体が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション審査開始5分程度とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは発注者にて準備する。

#### エ プrezentationの出席者

出席者は4名まで（代表企業から1名以上）とし、予定管理技術者が出席すること。

予定管理技術者がプレゼンテーションを実施することが望ましいが、やむを得ず予定管理技術者以外の者が実施する場合は、原則として、プレゼンテーションを実施する者は、本事業を担当する者とすること。

出席者リスト（任意様式）を提案審査（ヒアリング）の前日に事務局へメール又はFAXで提出すること。また、送付後、提出先へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

### 3 最優秀提案者の決定・公表

企業体から提出された提案書を審査会が審査し、最優秀提案者を選定する。併せて次点も選定する。発注者は、審査会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を決定し、決定された最優秀提案者を選定企業として、随意契約により契約を締結する予定である。ただし、契約額は入札により決定とする。

なお、提案審査（ヒアリング）に進んだ者が1者であった場合には、全ての評価項目において別添資料の「岩沼市立小中学校空調設備導入事業公募型プロポーザル最優秀提案者決定基準」の【表2 各評価項目の得点化基準】に示す評価の「D」がなく、かつ、審査員の「加点審査」による点数の平均が配点の60%以上であれば、当該提案者を最優秀提案者として選定するものとする。

最優秀提案者決定後、速やかに当該企業体の代表企業に対して決定された旨を通知するとともに、採用されなかった企業体にもその旨を通知する。また、審査の結果はホームページに掲載し、公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

### 4 事務局

最優秀提案者（以下「選定企業」という。）選定に係る事務局は、次のとおりとする。

岩沼市建設部 復興・都市整備課 建築保全係

## 第5 契約の考え方

### 1 契約の手続き

発注者は、選定企業決定後、速やかに提案書及び要求水準書等に基づき、契約の内容及び契約金額について協議を行い、平成30年12月上旬までに合意を得て仮契約を締結するものとする。

ただし、その者と仮契約が成立しない場合は、次点になった企業体と交渉を行い、仮契約を締結する。

仮契約は岩沼市議会の議決を得たときに本契約となる。なお、本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、岩沼市議会の議決が得られず本契約に至らなかつた場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

また、選定企業が、最優秀提案者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなつたときは、事業契約を締結しない場合がある。

## 2 契約の概要

本事業の契約は、提案書に基づき締結するものであり、選定企業が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務等業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

## 3 契約金額

選定企業が提出した提案書の内容を精査し、提案した金額を協議の上、契約金額を決定する。

## 4 契約の保証

契約金額の10分の1以上の額とする。

## 5 支払い条件

前払金及び部分払の支払いについては、岩沼市会計規則及び岩沼市契約規則によることとする。

## 6 その他

本プロポーザルの結果、随意契約を締結するにあたり、建設業法（昭和24年法第100号）第20条第3項に規定する見積期間の始期は、本プロポーザルの広告日とする。

# 第6 提示条件

## 1 事業フレーム

### (1) 事業の遂行

選定企業は、契約締結した後において、本事業の繰越に係る予算が議決され、工期に係る変更契約を締結したときは、平成31年7月1日（月）までに、冷房運転が可能となるよう施工し、部分検査を受け、空調設備を引き渡すものとする。ただし、現場状況により、これがし難い場合には、協議により決定する。

また、平成31年8月31日（土）までに完成届を提出し、その後に、完成検査を受け、すべて空調設備外を引き渡すものとする。

選定企業は、募集要領及び提案書等により発注者と合意した内容の業務を確実に行うこと。

### (2) 債権の取扱い

選定企業は、発注者に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。

## 2 発注者と選定企業の責任分担

### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方とは、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業を目指すものである。選定企業が担当する業務については、原則として選定企業が責任を負うものとし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負

うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と選定企業の責任分担は、募集要領等を踏まえた選定企業による提案書等によることとする。

## 第7 事業実施に関する事項

### 1 発注者による本事業の実施状況の確認

発注者は、事業の実施状況について、設計時、施工時、完了時に選定企業が定められた業務を確實に行い、要求水準書及び提案書に基づく業務水準を達成しているか否かを確認する。また、選定企業は、発注者が求める場合、必要に応じて報告書を提出するものとする。

選定企業は、事業の実施状況について定期的に報告書を提出すること。また、第5－1で合意した内容について、変更が生じた場合、直ちに理由書を作成し発注者へ報告を行うこと。無断で変更した場合、契約金額の変更対象とする。

### 2 事業期間中の選定企業と発注者の関わり

本事業は、選定企業の責において遂行される。また、発注者は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

発注者は、選定企業の代表企業に対して連絡等を行うものとする。

### 3 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 選定企業の責めに帰すべき事由の場合

ア 選定企業の業務内容が要求水準書及び提案書に基づく業務水準を満たしていない場合、選定企業の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、発注者は、選定企業に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において、選定企業が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、発注者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により、発注者が事業契約を解除した場合は、発注者は、事業契約に基づき選定企業に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由の場合

ア 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により、選定企業が事業契約を解除した場合は、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他発注者又は選定企業の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、発注者と選定企業は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うこと

により、発注者及び選定企業は、事業契約を解除することができるものとする。  
ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、選定企業は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

## 第8 その他

### 1 情報提供

発注者は、ホームページにて本事業に関する情報提供を適宜行う。

担当 : 岩沼市建設部 復興・都市整備課 建築保全係  
住所 : 〒989-2480  
宮城県岩沼市桜一丁目 6 番 20 号  
電話 : 0223-22-1111 (内線 427~429)  
FAX : 0223-23-5888  
E-Mail : kenchiku@city.iwanuma.miyagi.jp  
H P : <https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>

別紙1

【対象校一覧】

No.	学校名	住 所	対象室数
1	岩沼小学校	岩沼市中央二丁目1番1号	普通教室等 25 特別教室 5 職員室 1 校長室 1 計 32
2	玉浦小学校	岩沼市早股字小林396番地の1	普通教室等 18 特別教室 3 計 21
3	岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目17	普通教室等 38 計 38
4	岩沼南小学校	岩沼市桑原四丁目4番1号	普通教室等 22 特別教室 5 職員室 1 校長室 1 計 29
5	岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目8番1号	普通教室等 15 特別教室 7 職員室 1 校長室 1 計 24
6	玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目4番地の1	普通教室等 11 特別教室 6 計 17
7	岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目3番1号	普通教室等 14 特別教室 7 職員室 1 校長室 1 計 23
8	岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹11番地	普通教室 21 特別教室 2 計 23
合 計			207

※ 本表の普通教室等は、普通教室、支援学級、少人数教室とする。

※ 詳細については、別紙の各学校平面図を参照すること。